平成２５年（フ）第５１８号
広島市佐伯区海老園１丁目10番36―14号
債務者　板本　教子（申立時の氏名後藤教子）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５６号
広島市安佐北区あさひが丘１丁目４番27号
債務者　古田　　潔
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３号
広島県呉市広本町２丁目14番10号
債務者　池庄司一郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１３４号
広島県呉市広本町２丁目14番10号
債務者　池庄司咲子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８８号
広島県尾道市御調町貝ケ原620番地
債務者　金野　信恵
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
愛媛県四国中央市寒川町2277番地、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井1203番地　ヴィラ大昌403号
債務者　妻鳥　直文
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１００号
愛媛県西条市大町257番地　石川マンション２―202号、住民票上の住所高知県香南市香我美町山北2238番地１、住民票上の前住所高知県南国市東山町１丁目13番７号
債務者　藤川　守正
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０４号
愛媛県西条市中野甲964番地１、前住所広島県広島市安佐北区亀山南四丁目９番14号
債務者　久門三恵子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０５号
愛媛県西条市飯岡3702番地10、前住所愛媛県西条市飯岡1241番地40
債務者　野村よしみ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2051番地17　県営住宅泉ヶ丘団地５棟535号
債務者　植杉　晴美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３２４号
大分市下郡中央１丁目４番10号２Ｆ
債務者　横浦　聡子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
大分市大字政所2156番地の１
債務者　今井　　洋
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９１号
大分市横塚２丁目５番36号　イマージュ・マリ202
債務者　田邊隆太郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１３号
大分市横田１丁目12番２Ａ１―403号
債務者　梶原　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
宮崎県延岡市古川町327番地１
債務者　秦　　節雄
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８９号
鹿児島県姶良市加治木町木田908番地６　グランドステージ木田Ｄ棟102
債務者　笹峰　圭隆
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
青森市大字三内字沢部446番地　市営住宅三内団地４－１
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係